

ウェブ会議等ツール運用規程

令和2年10月3日制定

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本診療放射線技師会（以下、「本会」という。）におけるウェブ会議等ツールの運用について必要な事項を定める。

(管理責任)

第2条 ウェブ会議等ツールの運用管理責任は事務局総務課とする。

(利用目的)

第3条 本会は、以下の目的のためにウェブ会議等ツールを利用する。

- (1) 本会総会、理事会、各種委員会、分科会等の会議
- (2) 本会が運営する各種講習会や研修会等の開催
- (3) その他、本会業務を遂行するために必要な会合

(利用者)

第4条 ウェブ会議等ツールのアカウント利用者は、本会の役員、委員会委員長、分科会長、講習会等開催責任者（以下、「開催責任者」という。）とする。

(運用方法)

第5条 運用にあたっては、開催責任者はウェブ会議等ツールの使用方法を熟知し、会議等の開催にあたっては支障ないように努めなければならない。

2 ウェブ会議等ツールの利用を希望するものは下記の手順で申請・運用を行う。

- (1) 会議または講習会等の開催責任者は、所定の開催申請書に必要事項を記載し、本会事務局総務課に提出する。
- (2) 事務局担当者が申請に基づき、開催に必要なミーティング ID、パスワードを取得あるいは設定すると共に必要事項を開催責任者に通知する。
- (3) 事務局担当者は、本会が運用する共有カレンダーに利用予定を入力する。
- (4) 開催責任者は、ミーティング ID、パスワードを含む開催情報を指定された参加者に告知する。
- (5) 開催責任者は、会議・講習会等を申請した時間内で行い、終了後は必ずサインアウトする。
- (6) 事務局担当者は申請に基づいた開催日以降、速やかに当該ミーティング ID、パスワードの無効化を実施する。

3 開催責任者は、パソコン等のセキュリティ管理を十分に行い、取得したミーティン

グ ID、パスワードを関係者以外へ流出しないよう取り扱いに十分注意するとともに、すべての参加者にも注意喚起する。

(個人情報および著作物の管理)

第6条 ウェブ会議等ツールの全ての利用者は、本会が制定する個人情報保護指針ならびに著作物の管理に関する規程を遵守し、適切に運用する。

(委任)

第7条 本規程に記述のない事項に関しては事務局および担当理事の判断による。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

附則

1 本規程は令和 2 年 10 月 3 日より施行する。